

# こしがやSDGsパートナー募集要項

越谷市は、SDGsの理念を踏まえ、地域課題の解決や「誰一人取り残さない」持続可能なまちづくりに、共に手を携え取り組んでいただける企業・NPO・団体・教育機関・個人などを「こしがやSDGsパートナー」（以下「パートナー」という。）として募集します。

## 1. 主旨

パートナー制度を構築することで…

- ・企業、NPO、団体、教育機関、個人、行政等がSDGsパートナー制度を起点に連携を深め、豊かな自然環境とにぎわいのあるまちを次世代につないでいくための取組を進めます。
- ・SDGsの目指す「誰一人取り残さない」持続可能な社会を実現するため、一人ひとりの行動変容を促すなど、連携してSDGsの普及啓発に取り組めます。

## 2. 応募要件

### (1) 基本要件

- ・市内に事業所等を有し、又は市を拠点に活動している企業、団体、教育機関、特定非営利活動法人、その他の団体、又は個人事業主
- ・市内に在住し、在勤し、在学し、又は活動する個人

### (2) SDGs関連

- ・SDGsの達成につながる取組をしている・する意欲があること
- ・市や他のパートナーとともに、SDGsの達成や地域課題の解決、SDGsの普及啓発に取り組む意欲があること

### (3) その他要件

- ・市税等を滞納していないこと
- ・暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団若しくは同条第6号に規定する暴力団員又は越谷市暴力団排除条例（平成25年 条例第14号）第3条第2項に規定する暴力団関係者に該当しないこと。
- ・特定の政治、思想、宗教等の啓発を目的とした活動をしないこと。
- ・越谷市及びSDGsパートナーの信用やイメージを損なう、または正しい理解への妨げとなる活動をしないこと。

### 3. 応募方法等

#### (1) 応募方法

電子申請にてお申込みください。

ホームページ掲載用の宣言書を提出する場合は別途添付してください。

※電子申請での提出が出来ない場合のみ郵送やメールでの提出を受け付けます。

いずれの方法でご登録いただいた場合も、市からの情報提供は原則電子メールで行います。

電子申請二次元コード



企業・団体用



個人用

郵送：〒343-8501

越谷市越ヶ谷4-2-1 越谷市環境政策課

メールアドレス：kankyo@city.koshigaya.lg.jp

#### (2) 募集期間

令和5年2月1日(水)～随時募集

### 4. 登録の取消しについて

下記に該当する場合は、登録を取消すこととします。

- ・虚偽の申請により登録を受けたことが判明したとき
- ・解散等の理由により、連絡が取れなくなったとき
- ・パートナーとしての活動の実態がないことが判明したとき
- ・パートナー制度の信用を著しく損なうとき又はそのおそれがあるとき
- ・その他、市長が登録を抹消すべき事由が生じたと認めるとき

### 5. パートナーになると・・・

- ・パートナーには、登録証、こしがやSDGsパートナーオリジナルロゴマークの木製SDGsピンバッジを提供します。(企業には県産木材で作成した木製盾の登録証も発行します。)
- ・パートナーの取組を市のホームページ等でPRします。
- ・パートナー間のネットワークづくりを支援します。
- ・SDGs関連事業等についての情報提供を行います。
- ・こしがやSDGsパートナーオリジナルロゴマークを使用できます。

オリジナルロゴマークは、令和5年3月18日(土)に行われる、「こしがやSDGsパートナーオープンイベント」で発表になります。